

「鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」第4条の規定により、567人と定められており、全員数は459人であるので、全体の充足率は81%である。

また、各分団の團員定数については、「鬼北町消防団規則」第3条に定められており、本団は團員定数38人にに対し、32人で充足率は84%である。第1分団は、團員定数105人にに対し104人で、充足率は99%。第2分団は團員定数60人にに対し50人で、充足率は83%。第3分団は團員定数80人にに対し57人で、充足率は71%。第4分団は團員定数81人にに対し77人で、充足率は95%。第5分団は團員定数78人にに対し59人で、充足率は76%。第6分団は團員定数66人にに対し45人で、充足率は68%。第7分団は團員定数59人にに対し35人で、充足率は59%となっている。

問 平日の日中、所属する分団の地元、どの程度の消防団員が在籍しているか。
答 団員の中には町外に職場がある団員や、勤務先が町内であっても火災発生時の現場が町外であつたりするなど、その事情によつても差異はあるが、即時に対応できない団員の方は少なからずいると考える。

そのため当町では、火災が発生した場合、各団員の携帯電話にメールで通知が届くシステムがあり、町内での勤務中や町外にいた場合でも、都合がつく場合は現場に駆けつけられるよう、対策を講じているところである。

問 若者が少なく、団員確保も難しい今、どのように消防力を維持していくのか。
答 団員確保の取り組みとしては、団員

がそれぞれ勧誘したり、退団する際に新たに入団する団員を確保してから退団したりするなど、団員確保と減少の抑止には力を入れているところである。地域の消防・防災力を維持し、確保するためには、消防団活動への理解を深める取り組みを通じた消防団への加入促進や、消防団の装備の充実等を図るなど、先進事例も参考にしながら、消防力の維持に努めていきたい。

また、消防力を維持していくための一つの方策として、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する「機能別消防団員制度」についても、組織化を視野に入れ、その制度の必要性、制度を導入するにはどのようなことを取り決めておくかなど、引き続き消防団とも協議検討を進めていきたい。

問 姉妹都市交流について
答 今後姉妹都市交流を締結するような考え方はないか。

答 姉妹都市交流は、かつて住民や自治体が、海外を含め他の市町村との交流の手段がなかつた時代に盛んに行われていたが、現在は、誰でも自由に国内外に行くことができるとともに、インターネットで自由に情報を発信できること、知りたい情報を得ることができること、また、地方財政が厳しい中、姉妹都市交流は多額の費用が必要なこと、さらに、町長、議員、職員等が交流するだけでは、町民の皆さんにとってあまり恩恵がないことなどの理由から、姉妹都市の提携に踏み切れないというのが実情である。

今後、当町としても、現在交流のある「千葉県鴨川市」と「三重県紀北町」を含め、さまざまな町とさらに交流を深めながら、姉妹都市の提携について検討していきたい。

問 2025年問題について
答 2025年の後期高齢者割合の予想について

答 まず、現在の状況として、平成29年7月末の人口は1万712人、75歳以上である後期高齢者人口が2,633人となっており、後期高齢者割合は約24.6%である。なお、65歳以上の高齢化率は約42.9%である。

平成28年3月に鬼北町の人口の現状を分析し、人口の将来展望を示した「鬼北町人口ビジョン」によると、2025年の人口は、9,500人と推計されており、65歳以上の人口は、4,535人、高齢化率は約47.7%と推計されている。また、平成16年度から

イベント「でちこんか」への招聘、鴨川市においては、千葉県鴨川市と数年来交流を続けており、当町の最大の

川市の「鴨川フェスティバル」への出店など各種イベントでの交流、鴨川市にある城西国際大学環境学科の鬼北町での夏期講習、同大学軟式野球部の鬼北総合公園を活用しての夏季キャンプ等により、人的交流を深めているところであるが、現在のところ協定の締結には至っていない。

また、商工会においては、平成27年から三重県「紀北町」と双方の商工会青年部会員が人的交流を深めるなど、提携に向けての足掛かりを作っていた

岱でいる状況である。

姉妹都市提携は、自治体に文化的、教育的、行政的、経済的に効果をもたらすとともに、災害等の非常時に大きな威力を發揮するとも言われている。

今後、当町としても、現在交流のある

「千葉県鴨川市」と「三重県紀北町」を含め、さまざまな町とさらに交流を深めながら、姉妹都市の提携について検討していきたい。

問 軽度者向け介護サービス「総合事業」の現状について

答 当事業について、介護認定における認定区分が「要支援1」および「要支援2」等の被保険者が利用する訪問介護や通所介護等の介護サービスについて、全国一律の基準に基づくサービスから、市町村が内容や基準を設けて実施するサービスに移行するよう、改正により創設された事業である。

当町においても、今年4月から従来と同様の訪問、通所サービスを設け、実施している。また、利用対象者となる被保険者の認定区分の更新時に併せ、順次、当町が実施する総合事業への移行を行っているところである。

平成29年3月における訪問介護、通所介護サービスを利用する要支援の方が164人であったが、そのうち6月末には47人が、総合事業の利用を開始しており、今後も利用者、サービス提供事業者への説明や周知等を引き続き行うとともに、円滑な事業実施に努めていきたい。

問 介護保険の利用を少しでも抑える対策をどのように考えているか。
答 2025年問題に向けて、介護給付費の増加が予想されるが、その抑制方法について当町では、主に2つの視点から対策を考えている。

まず一つ目は、介護予防を進めることで、要介護状態になる方を少なくす